

～新規・更新共通の講習です～

遊漁船業務主任者講習会

本年度の講習は2回実施いたします。水産庁から認定を受けた八戸小型船舶教習所が行います。遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期限は、前回受講した5年後の12月31日迄です。引き続き遊漁船業務主任者として乗船する為には、改めて講習を受講する必要があります。

令和5年度	開催日時	開催場所	申込締切
第1回	令和5年 5月30日(火) 13:30～	八戸市 水産会館1階	5月23日
第2回	令和5年 12月12日(火) 13:30～	八戸市 水産会館1階	12月5日

※各回13時から受付を始めます。所要時間は概ね4時間です。

【受講料】 9,000円(テキスト代込) 講習当日受付でお支払い下さい

【申込方法】 記入した受講申込書と船舶操縦免許証(ない方は車の運転免許証)のコピーをFAX、郵送、八戸小型船舶教習所へ持参のいずれかの方法で、締め切り日までに提出してください

【申込締切】 各回開催日の7日前です

【定員】 先着30名(定員に達し次第締切)

【講習当日の持ち物】

- 受講料 9,000円
- えんぴつ、ボールペン等の筆記用具
- 船舶操縦免許証または車の運転免許証(本人確認用)

《お申込み・お問い合わせ先》

株式会社 八戸小型船舶教習所

TEL: 0178-34-4963 FAX: 0178-34-4964

〒031-0822 青森県八戸市大字白銀町字三島下95

八戸水産会館4階1号

受講を希望される方は下記の申込書に必要事項を記入し船舶操縦免許証（お持ちでない方は自動車運転免許証）のコピーと一緒に、締め切り日までに FAX・郵送・事務所へ持参にてお申込みください。

FAX 番号：0178-34-4964

遊漁船業務主任者講習受講申込書

株式会社 八戸小型船舶教習所 代表 殿

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第10条第1項第3号の規定による遊漁船業務主任者を養成するための講習について、次のとおり受講を申し込みます。

申込日：令和 年 月 日

講習の種類： 右の1か2のどちらかに○をつけ、右側の下線部分を記入してください	1	初めて受講します _____ 県での登録を考えています（複数可）
	2	更新のために受講します 登録番号は _____ 県 (釣) _____ 号です (遊漁船業者として遊漁船登録をしている方は登録番号を記入してください)

フリガナ		電話番号	連絡のつきやすい番号を記入してください
氏名			
住所	〒 _____ - _____		
漁協へ所属している方は右へ所属漁協名を記入してください	_____ 漁業協同組合		

希望する日時・市町村名を日程表から選んで記入して下さい	受講日時	令和 年 月 日 時 分から
	受講会場	八戸市

申込書に記載された個人情報、講習の受講に関して使用する他、当機関が実施する講習等の案内のみに使用します。この講習は、農林水産省から認定を受けている(株)八戸小型船舶教習所が行います。

【お申し込み・お問い合わせ先】

株式会社 八戸小型船舶教習所

〒031-0822 青森県八戸市大字白銀町字三島下 95 八戸水産会館 4階 1号

TEL : 0178-34-4963 FAX : 0178-34-4964